

大阪府指定出資法人の役員報酬制度に
関する意見書（案）

令和5年 月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 はじめに

府OB常勤役員の役員報酬制度については、令和4年11月に当審議会において意見書を取りまとめた。その際、今後も社会経済環境の変化等を踏まえ、より適切な制度となるよう、引き続き見直しを検討していくこととする意見を付したところである。

今般、民間企業では労働力人口が減少する中、人材確保競争が激化し、従業員等の給与等を引き上げる動きがみられるなど、指定出資法人を取り巻く環境は大きく変化しており、指定出資法人がその変化に対応できるよう、役員報酬の水準について再点検を実施した。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和5年11月14日）

・役員報酬制度について

第2回（令和5年11月21日）

・役員報酬制度について

第3回（令和 年 月 日）

・役員報酬制度について

（大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案））

2 役員報酬水準の見直しについて

前回（令和4年11月）の意見書において、都道府県等の外郭団体のOB役員、独立行政法人・特殊法人等、民間企業の役員報酬データを参考にしながら、水準の適否についての検討を行ったが、3年前から大きな変動は認められず、報酬水準の変更は行わなかった。

しかしながら、近年、大きな変動がなかった民間企業の従業員給与について、人材確保等を目的とした大幅な賃上げが行われており、今後、現在の報酬水準では指定出資法人が必要な人材を確保することが困難となる恐れがある。

そのため、引き続き指定出資法人が必要な人材を確保していくためには、報酬水準について、民間給与等の上昇率を基に3%程度の見直しを行い、役員報酬水準を730万円～1,080万円の範囲とすることについて、一定の妥当性があると考えます。

また、新たな報酬水準に基づく各指定出資法人の報酬基準については、令和6年度より適用すべきである。

なお、報酬水準については、今後も社会経済環境等の変化を踏まえ、定期的に点検を行っていくことが必要であると考えます。